

長崎総合科学大学附属高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

学校法人 長崎総合科学大学

学校法人長崎総合科学大学 運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

全校生徒の約85%が運動部に在籍し、且つサッカー部、野球部、バレーボール部の寮生が、全校生徒の約半数を占めており、かなり積極的に運動部の活動が行われている。
また、保護者の多くも、各運動部の活動の充実及び、各種大会等での活躍を期待している。

【施設等の使用状況】

総合グラウンドとサブグラウンドをサッカー部と野球部で共有。
体育館は、バレーボール部、バスケットボール部、バドミントン部で共有。
柔道部は格技場、テニス部は専用コートを使用。

【強化指定等】

サッカー部、野球部、ヨット部、バレーボール部の4競技を強化指定競技としている。

本校の活動方針

【部活動のねらい】

スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者の指導の下、体力や技能の向上を図るとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図る。また、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場とする。

【休養日及び活動時間】

- ・学期中において、1日の活動時間を平日原則2時間程度、休養日は原則3時間程度とする。
- ・週当たり1日以上休養日を設ける。その際月に2度以上は週末を休養日とすることを原則とする。その際、家庭の日(第3日曜日)を配慮する。
- ・大会参加等、活動時間が長くなる場合は、翌週に休養日を設けることを原則とする。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養を設ける。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出と公開】

- ・各運動部活動責任者は、活動時間、休養日、大会参加等の年間計画を設定し、ホームページ等で公表する。
- ・校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行いその運用を徹底する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ・校長は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備し、保護者の理解と協力を促す。

【熱中症等の事故防止について】

- ・校長及び運動部顧問は、生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、熱中症計を活用して状況を把握し、躊躇せず活動内容変更、活動時間の短縮や時間帯変更、活動中止など、万全の対策を行う。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

- ・校長は、障害のある生徒等も含めて、生徒の多様で潜在的なスポーツニーズに応じた活動を行うことが出来る運動部の設置を検討する。

長崎総合科学大学附属高等学校 文化部活動に係る活動方針

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

長崎県

長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン
(長崎県の文化部活動の在り方に関する方針)

学校法人 長崎総合科学大学

学校法人長崎総合科学大学 文化部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的等の特性を踏まえつつ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと俊、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。
- ・学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

全校生徒の約 85%が運動部に在籍し、且つサッカー部、野球部、バレーボール部の寮生が、全校生徒の約半数を占めており、文化部に所属（入部）する生徒の数が限られている。そのような中で、生徒一人一人の個性と意欲を発揮する貴重な場として、文化部の活動が行われている。各部の人数はとても少ないが、教職員と一体となって、熱心にとりくんでいる。強化指定の文化部はないが、本学の大学生と一緒に活動したり、大学教授の指導の下、全国的な大会に参加し、入賞するクラブもある。

【施設等の使用状況】

放送部は放送室を、図書部は図書館を、美術部は美術部専用のアトリエを、写真部は進路室を活動の場としている。また、吹奏楽部は大学の施設を使って、大学生と合同で練習している。NiAScience 部は大学の研究室や理科室を使ってロボットの組み立てや操作等を研究している。

本校の活動方針

【部活動のねらい】

それぞれの文化活動に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各文化部の責任者や指導者の責任の下、技術技能の向上を図るとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図る。また、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場とする。

【休養日及び活動時間】

- ・学期中において、1日の活動時間を平日原則2時間程度、休養日は原則3時間程度とする。
- ・週当たり1日以上休養日を設ける。その際月に2度以上は週末を休養日とすることを原則とする。その際、家庭の日（第3日曜日）を配慮する。
- ・活動時間が長くなる場合は、翌週に休養日を設けることを原則とする。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養を設ける。

【活動計画立案及び提出と公開】

- ・各文化部活動責任者は、活動時間、休養日、大会参加等の年間計画を設定し、ホームページ等で公表する。
- ・校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行いその運用を徹底する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・文化部顧問を対象とする研修会や顧問会に参加し、知識及び技術力の向上に努める。
- ・校長は、学校や地域の実態に応じ、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域の文化活動の発展に協力を促す。

【事故防止について】

- ・校長及び文化部顧問は、生徒の体調管理に留意し、事故防止等に特段の配慮をする。特に活動が長時間に及ばないようにするため、状況を把握し、躊躇せず活動の内容を変更する。密室性を伴う作業や活動においては、換気に気をつけ、時間の短縮や活動中止など、万全の対策を行う。